



しもつま農業委員会だより

第35号

令和7年9月10日発行

発行：下妻市農業委員会
発行責任者：会長 齋藤 孝夫
編集：農業委員会だより編集委員会
〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地
☎0296-45-8991（直通）



ネギ畑、青々と。気持ちを込めて育てています

主な内容

- 会長あいさつ／ご相談は農業委員・農地利用最適化推進委員へ……………2
- 農業委員会活動報告……………3
- 輝く農家さんをご紹介／農業者を支援する補助制度／県外視察研修報告…4
- 農地における盛土、埋め立て等について／相続登記、お済みですか……5
- 農業者年金／全国農業新聞……………6



会長
齋藤 孝夫

皆様方には、日頃から農業委員会の活動に関しまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、令和5年7月に会長に就任してから、二年が過ぎました。今年は、『令和の米騒動』と言われる米価格の高騰が大きな話題となりましたが、気候変動等による自然災害の発生や、高齢化による農業者の急減など、農業を取り巻く環境は、これまで経験したことのない課題に直面しております。

昨年6月には、国の農業政策の基本理念や方向性を定めた法律である『食料・農業・農村基本法』が約25年ぶりに改正され、食料安全保障の確保や農村の振興等についての考え方が強化されました。本市におきましても、農政部門と農業委員会が連携して、各地域において座談会を開催し、地域の農業の将来設計図となる『地域計画』の策定に取り組みました。地域の農業者、担い手農業者の方々には、多忙な折にも関わらずご協力いただきありがとうございました。

私たち農業委員会は、地域農業の活性化に向けて、農地の集積・集約化や遊休農地の解消など農地利用の最適化を図るとともに、地域の農業を担う人材の確保・育成など、皆様との連携を深め、協働的な農業社会の実現を目指してまいります。皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地等のご相談はお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へ！

農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区一覧

(敬称略)

農 業 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
地区名	氏 名	住 所	地区名	氏 名	住 所
下妻中学校区 ・下妻 ・上妻 ・総上	吉 川 利 幸	長塚乙	下 妻 地 区	田 崎 陽 一	下妻戊
	稲 川 広 美	下妻戊	上 妻 地 区	小 林 俊 郎	平 方
	齋 藤 孝 夫	前河原		磯 山 栄 一	大 木
	鶴 見 清 忠	大 木	総 上 地 区	石 島 和 美	二本紀
	齊 藤 森 一	小 島	大 宝 地 区	宮 山 昌 之	北大宝
	野 村 操	中居指	騰波ノ江地区		神 明
東部中学校区 ・大宝 ・騰波ノ江 ・豊加美 ・高道祖	栗 原 三 郎	下木戸	豊 加 美 地 区	飯 田 操	加 養
	白 井 安 男	平川戸	高 道 祖 地 区	吉 原 正	高道祖
	程 塚 裕 行	若柳丙			
	中 山 悟	数 須	蚕飼・宗道地区	齊 藤 栄 久	本宗道
	草 間 進	新 堀			
	高 橋 克 己	亀 崎	大 形 地 区	中 山 博 行	別 府
	塚 田 好 克	高道祖			
	笠 島 修	高道祖			
千代川中学校区 ・蚕飼 ・宗道 ・大形	飯 村 春 夫	宗 道	大 形 地 区	添 野 大 二 朗	皆 葉
	結 束 乾 一	鯨			
	鈴 木 政 良	原			
	飯 島 晴 彦	鎌 庭	大 形 地 区	添 野 大 二 朗	皆 葉
	羽 賀 茂	五 箇			

農業委員会活動報告

(令和6年4月～令和7年3月)

総会における審議内容

農業委員会では、毎月総会を開催し、農地の売買や貸借、および農地の転用に関する農地法等の許可申請について審査を行っています。

主 な 審 議 案 件	関 係 法 令 等 取 扱 区 分	件 数	筆 数	面積 (ha)
耕作目的の権利移転・貸借権設定	農地法（3条許可）	110件	195筆	22.6
相続に伴う権利取得	農地法（3条の3届出）	43件	289筆	31.8
農地の転用（一時転用を含む）	農地法（4条・5条許可）	83件	120筆	8.4
農地利用の集積・集約化	農業経営基盤強化促進法ほか	—	754筆	121.0

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施



農地法では農地について適正な利用を確保することとされています。このため、農業委員会では同法第30条に基づき、6月から8月に農地パトロールを実施しました。多くの農地は適正に利用されていましたが、一部では定期的な耕うん・草刈りがされておらず、荒廃している農地も見受けられ、約35haの遊休農地を把握しました。また、この中で再生が可能な遊休農地と判断された農地の所有者を対象に、今後の利活用について意向調査を行いました。

農業委員会活動推進大会へ出席



昨年12月20日に「令和6年度地域の農業を活かし持続可能な農業・農村を創る運動推進大会」が水戸市ザ・ヒロサワ・シティ会館で開催されました。県内の農業委員などが出席するもので、「食料・農業・農村基本法の改正と農業委員会の役割」についての講演、地域計画策定の取組についての事例報告などが行われました。本市からは、齋藤会長をはじめ19人の委員が出席しました。

下妻市長に

「下妻市農業施策に関する意見書」を提出

昨年10月2日に「令和6年度下妻市農業施策等に関する意見書」を齋藤会長から菊池市長に提出しました。この意見書は令和6年第9回総会で審議を行い決定したもので、本市農業の持続的発展と農業経営の安定及び向上を図るための要望事項についてまとめたものです。





輝く農家さんをご紹介します



ネギ農家として、少しずつ、着実に

現在、24歳、約2年の農業研修を経て、2025年1月に就農した。祖父は梨農家、幼いころ手伝いをしていて、芽が出ると嬉しかった思い出がある。祖父の梨畑を抜根し、その一部でネギを栽培している。就農してみて、一番大変なのは除草管理。肥料とともに除草剤も高騰していて、手で行けるところは手作業で除草している。直接買いに来てくれる方に「美味しかった」と言われるのが何より嬉しい。現在は、2サイクルで少しずつ収穫時期が長くなるように栽培を行っているが、今後挑戦したいのは、初夏取りのできるトンネル栽培。品質向上と収量増が見込める。現在は1人での作業だが、今後は面積を増やし、雇用も増やしていけたらと、抱負を語る。



半谷のほ場で

つかだ ゆうや
塚田 祐野さん

農業者を支援する補助制度について

農家の皆様の経営改善や、新規に就農をお考えの皆様を支援する補助制度があります。詳細は、ホームページをご覧ください。

- ・各事業により問合せ先が異なりますのでご注意ください。
- ・事業内容は予告なく変更となる場合や、終了する場合がありますので予めご了承ください。

遊休農地を解消して営農したい方へ

補助金の例① 遊休農地解消対策事業

農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、担い手への貸し付け等が見込まれる場合に、遊休農地解消に係る費用を上限183,000円／10a支援します。※各種条件あり

新たに農業を始めたい方へ

補助金の例② 経営開始資金

新たに農業経営を開始する50歳未満の認定新規就農者に、年間150万円、最長3年間、資金を助成します。※各種条件あり



茨城県ホームページ

県外視察研修報告

—福島県郡山市—



令和6年10月29日(火)・30日(水)に福島県において視察研修を実施しました。研修先となった福島県農業総合センターでは、「水稻の夏季高温」について講義を受講しました。

講義では、夏季高温での影響で問題となる白未熟粒は、夜間に地温を下げる飽水管理が重要であり、また施肥管理として、時期・投入量を変えた実験結果も示され平均気温を予測して対策するよう気象予報を活用すること等が示されました。

参加した委員から様々な質問が寄せられ、それに対して講師からは「施肥・水管理は繋ぎの技術であり、根本的な対策は高温登熟耐性品種を導入すること」等のアドバイスを受け、非常に有意義な時間となりました。

今回の研修は、気候変動による収量・品質の低下等農作物に及ぼす影響を再認識することとなり、農業経営を安定させるための対策を考える機会となりました。

農地における盛土、埋め立て等について

宅地造成及び特定盛土等規制法（いわゆる盛土規制法）の施行に伴い、令和7年4月1日より、茨城県内全域において、盛土等に係る規制区域が指定されました。

このことにより、農地における農地改良協議または農地法の規定による転用申請について、これまでの申請に加えて、事業規模によっては、茨城県県西県民センター（市建設課経由）への手続きが必要となります。

※必要な範囲については、下図のとおりです。

行為の区分	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	イメージ図
		要件	イメージ図
		①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
		④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)	
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの	

※^{がけ}崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、^{こうがんばん}硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が、30cm以下の場合は、規制の対象外となります。

■問い合わせ：農業委員会、建設課、環境課 ☎43-2111(代)

相続登記、お済みですか？

～令和6年4月1日から、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されています～

相続登記をしないと、農業委員会ではどんな困りごとがありますか？

例えば、耕作者が亡くなられて、「農地を誰かに譲りたい」として売買や贈与をする場合、農地法第3条による許可申請を農業委員会に提出する必要があります。しかし、登記簿上の所有者が亡くなられた方のままだと、手続きができませんので、まずは相続登記の必要があります。

また、相続登記が済んでいない農地の貸し借りの場合、相続人の中で代表者を決めていただき、ほかの相続人からの同意書や相続関係説明図等が必要となります。相続人が大勢いる場合や、県外にお住いの場合、時間と手間がかかります。

相続登記をしないと時間の経過とともにやがて所有者不明の農地となり買い手や借り手が見つからず荒廃農地になってしまうことが懸念されます。

相続登記の義務化とは、どんな内容ですか？

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となります。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります（この場合、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。）。

■詳しくは水戸地方法務局下妻支局へお問い合わせください。 ☎43-3935

農業者年金で未来の備え

農業者年金は従来の国民年金システムとは全く異なり、自分の老後の年金を自ら積立、運用して将来受け取る仕組みの年金です。掛け金の全額が社会保険料控除の対象となります。

また、若い世代で一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助を受けることができ、少ない保険料から加入することも可能です。

農業委員会では、個人に合わせシミュレーションで年金額の試算をすることも可能です。

お気軽にお問い合わせください。

◆農業者年金への加入資格

- ①年間60日以上 of 農業従事
- ②国民年金第1号被保険者
- ③年齢が20～65歳未満の者（ただし60歳以上は国民年金の任意加入被保険者）

◆農業者年金とiDeCo（個人型確定拠出年金）の比較

	農業者年金	iDeCo
掛金	2万～6万7千円※毎月変更可能 (35歳以下で一定の要件を満たす人は1万円から可能)	5千～6万8千円(国民年金基金と合算して) ※年1回変更可能
税制優遇	全額社会保険料控除 ※生計を一とする配偶者などの保険料も控除対象	全額小規模共済等掛金控除 ※加入者本人の保険料のみ対象
運用	農業者年金基金（ポートフォリオは固定）	本人（ポートフォリオは自由）
元本割れの措置	マイナス分を補填するための危険準備金制度あり	なし
年金給付	終身年金（一時金受給不可）	ほぼ有期年金（一時金受給もあり）
死亡（遺族）一時金	非課税	見なし相続財産として相続税課税
運用管理費用	なし	あり
これまでの運用利回り	2.80%（平成14年の制度発足以降令和6年度までの平均）	ポートフォリオによる
任意脱退	できる	できない

◆知らないで損!! 保険料の前納納付を活用し、税金対策を



今年は豊作で収入が多かった！
だけど、税金が多くかかって
しまいそう…
何か節税対策はないかな？



前納すれば翌年1年
間の保険料も**全額
社会保険料控除**に
使えます！

注意点：**11月15日が前納申し込み期限**ですので、翌年3月の確定申告で社会保険料控除として考えている場合は、それまでに申し込みをする必要があります。
11月初旬までに今年の売り上げのチェックを!!

その年の所得に合わせて農業者年金の掛け金を変更することで、社会保険料控除のメリットをを最大限に活かすことができます。既加入者の方も、随時、農業者年金の掛け金を変更することができますので、お気軽に農業委員会にご相談ください。



全国農業新聞

購読してみませんか？ 農業者の皆様を応援します！

わかりやすく解説
農業・農政

最新情報を逃さない
経営・流通・技術

忙しくてもまとめて読める！

週刊誌

地域版
身近な話題満載

頑張る若手や
女性の元気を応援

月4回金曜日発行
月額税込み700円
(年8,400円)

お申し込みは
市農業委員会へ
☎45-8991